

# 業務委託基本契約書

(委託者) 株式会社ファナティック (以下「甲」という) と (受託者) \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は、以下のとおり業務委託基本契約 (以下「本契約」という) を締結する。

## 第1条 (目的)

甲は乙に対して、次条の個別契約により定める各種執筆業務 (以下「本件業務」という) を委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条 (個別契約)

- 1 本件業務の個別契約については、甲が乙に対して、本件業務の具体的内容 (執筆の際の記載キーワード等)、執筆単位、委託料、納期等が記載された電子メールを送信し、これに対し乙が業務受託の電子メール又はそれに替わる承諾の方法により業務受託の旨を発信した時点をもって成立する。
- 2 前各項に従い個別契約が成立した後は、本契約において個別契約の解除が認められる場合を除き、乙からの個別契約の解除又は解約は出来ないものとする。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合、個別契約が本契約に優先する。

## 第3条 (委託料)

- 1 甲は、乙に対して、以下のとおり本件業務の委託料を支払う。
  - ① 原則として2文字1円とする
  - ② 前号にかかわらず、個別契約において、甲が執筆案件毎に委託料の指定がある場合は、指定文字数数以上執筆を行った場合でも、指定文字数を超えた文字数に関しては、委託料の支払対象にはならないものとする。
- 2 甲は、前項の委託料を納期期限の月末締め、翌々月10日払いにて、乙の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとする。振込みに要する手数料はゆうちょ銀行は無料、その他の銀行は乙の負担とし、支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払期限とする。
- 3 甲は、乙に対し前項の委託料に対する源泉所得税10.21%を控除し、委託料に対する消費税額を併せて支払うものとする。

## 第4条 (検査)

- 1 乙は、個別契約に定める納期を遵守し、本件業務を遂行し、甲に原稿 (以下「成果物」という) を納入する。
- 2 甲は、前項において、乙から納入された成果物を直ちに検査し、個別契約及び甲が定める検査基準に合格したもののみ受領・納品とし、委託料の支払対象とする。甲の検査の結果、不合格となった成果物に関しては、甲から乙に対してその旨通知し、乙は速やかに成果物の修正を行い、甲が指定する期日までに再納入する。再納入後の検査については、前記同様とする。
- 3 前各項にかかわらず、納品に至らなかった成果物に関しては、委託料の支払対象にならないものとする。

#### 第5条（連絡事項）

乙は、甲が指定する期日への納入に間に合わない場合は、納期の14日以上前に甲に書面又は電子メールにてその旨通知しなければならない。

#### 第6条（再委託）

乙は、予め甲の書面による承諾を得なければ、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

#### 第7条（著作権の帰属）

- 1 本件業務における成果物に関する著作権および成果物に対する一切の権利（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、成果物の納入をもって（甲の検査の合格、不合格を問わない）、全て甲に帰属するものとする。なお、乙から甲に対する著作権の移転に関する対価は本契約に定める委託料に含まれるものとする。
- 2 乙は、前項の成果物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

#### 第8条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、相手方によって開示されたまたは本契約等の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。
- 2 前項により課された秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。
  - ① 相手方による開示または提供以前に、公知となっている情報
  - ② 相手方による開示または提供の時点において、すでに自己が所有していた情報
  - ③ 相手方による開示または提供の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠または過失等によらずに公知となった情報
  - ④ 相手方から開示または提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
  - ⑤ なんらの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報
- 3 本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、甲および乙は、本条第1項および第2項によって秘密とされた情報を遅滞なく相手方に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、相手方の指示に従って、それらの情報を破棄しなければならない。
- 4 いずれの当事者も、本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、本条第1項および第2項によって秘密とされた情報をいかなる方法によっても使用することはできない。
- 5 本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

## 第9条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、甲の事前の書面による同意を得ないで、本契約上の地位を第三者に承継させ、若しくは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に承継し若しくは譲渡し、担保に供してはならない。

## 第10条（解約）

甲又は乙は、本契約有効期間中といえども、1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

## 第11条（解除）

1 乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告及び自己の債務の履行を提供しないで、直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- ① 本契約又は個別契約の一つにでも違反した場合
- ② 支払停止、支払不能に陥った場合
- ③ 自ら振り出しもしくは裏書した手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合
- ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
- ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、またはなした場合もしくは特定調停の申立てをなした場合
- ⑥ 解散、事業の全部または重要な部分の譲渡決議をした場合
- ⑦ 事業を廃止した場合
- ⑧ 監督官庁より事業停止命令を受け、または事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
- ⑨ 成果物を甲の承諾なく利用、他に転用・流用したとき
- ⑩ 甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- ⑪ 納期遅延が月3回以上生じたとき
- ⑫ 本件業務遂行にあたって、インターネット、書籍その他の著作物から他の記事、原稿もしくはコンテンツ等の一部又は全部を著作権者の許可なく無断で利用・転用したとき

2 乙が、前項第9号又は第12号に該当した時は、本契約解除に加えて、乙は甲に対して違約金100万円を支払わなくてはならない。また、乙が無断で転用した記事、原稿又はコンテンツ等の著作権者より甲に対して損害賠償等の請求がなされた場合は、乙の責任と費用をもって全て処理解決するものとする。これにより甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対して違約金に加えて甲の損害（弁護士費用含む）を賠償しなくてはならない。

## 第12条（有効期間）

1 本契約の有効期間は本契約締結日から1年間とする。期間満了の30日前までに甲又は乙により本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約は1年間更新され、以後も同様とする。契約終了時において未履行の個別契約が存在する場合は、当該個別契約については本契約が適用されるものとする。

2 甲及び乙は、本契約が有効期間の満了、解約又は解除など理由の如何を問わず終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。

#### 第13条（契約変更）

本契約または個別契約の全部またはその一部の変更は、甲および乙の正当な権限を有する代表者の記名および押印を付した書面によらなければ、その効力を生じない。

#### 第14条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

#### 第15条（専属的合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、仙台簡易裁判所又は仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・押印の上、各1通を保有することとする。

平成 年 月 日

委託者（甲） 住所：〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4丁目9-13

アソルティ仙台北目町ビル6A

会社名：株式会社ファナティック

代表者：石田一浩



受託者（乙） 住所：

氏名：